

消防設備点検特記仕様書

1 委託業務内容

消防法第17条の3の3の法規に基づき、建物の消防用施設等の機能維持を図るため、定期点検を行うものである。本委託で点検する消防設備とは、建物に設置してある自動火災報知設備、消火器具、配線設備をいう。

2 契約期間及び点検時期

(1) 点検期間

契約期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

(2) 点検時期

外観及び機能点検は、前期、後期、の年2回(9月期、3月期)とし、総合点検は後期に行う。

3 委託場所

秋田県鹿角市八幡平字川部内川原62-1

秋田県食肉衛生検査所

4 点検の基準

点検の方法は消防庁告示第14条に準拠して行うこと。

(1) 外観点検

消防用設備等の機器について、適正な配置、変形、損傷の有無を点検基準にしたがって確認する。

(2) 機能点検

外観または簡単な操作により判別できる事項を点検基準にしたがって確認する。

(3) 総合点検

消防用設備等の一部を作動させて点検基準にしたがって確認する。

装 置 内 容		数量	単位	機器点検	機器及び総合点検
自動火災報知器	受信機 P型・2級	1	台	○	○
	差動式スポット型感知器	31	個	○	○
	定温式スポット感知器	21	個	○	○
	煙感知器	2	個	○	○
	発信機	2	個	○	○
	電鈴	2	個	○	○
	常用電気(常用電源)	1	組	○	○
	予備電源	1	組	○	○
	表示灯	2	個	○	○
	配線点検費	1	式	—	○
消火器	ABC粉末消火器(外観点検)	8	本	○	—
	ABC粉末消火器(機能点検)	8	本	—	○

5 点検員の資格

消防用設備等の点検は、消防設備士または総務大臣が認める資格を有するもの（消防設備点検者）が行うこと。

6 報告書の提出

各期点検完了時には速やかに報告書を提出すること。報告書には各設備の点検表に所見等を添えた点検一覧表を綴じ込むこと。

7 消防署への報告

消防法第17条の3の3の法規に基づき、政令第36条第2項の定めによる報告を要する防火対象物については、その定めにより、報告を要する年度の場合、後期点検完了後速やかに関係消防署に「点検結果の報告」の事務手続きを行うこと。

8 その他

本業務には軽微な措置を含むものとする。